

整備すべき業務管理体制

(介護保険法第 115 条の 32、同法施行規則第 140 条の 39)

(1) 概要

事業所等の数に応じ、下表のとおり異なります。

業務管理体制の内容	業務執行状況の監査の定期的な実施		
	法令遵守規程の整備		
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数	1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上

事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含み、医療みなし事業所を含みません。医療みなし事業所とは、病院等が行なう居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

なお、老健が行なうショート等の施設みなしについては、事業所等の数に含めてください。

総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

(2) 法令遵守責任者について

何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選定することを想定しています。

法務部門を設置していない事業所の場合は、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

(3) 法令遵守規程について

少なくとも、事業所の従業員に、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

(4) 業務執行状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に医療法、社会福祉法、特定非営利活動促進法、会社法等の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命

令の遵守を確保するための内容を盛り込んだ監査を行なっている場合は、その監査をもって法に基づく業務執行状況の監査とすることができます。

なお、当該監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることもできます。

また、定期的な監査とは、必ずしも、すべての事業所に対して年に1回行わなければならないものではなく、例えば、事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせることにより、効率的かつ効果的に行っていただいても構いません。

参考 業務管理体制一般検査について

一般検査として概ね6年に1回、実地指導等の際に法令遵守責任者から話を聞きながら、届出のあった業務管理体制の整備状況と運用・改善状況について、有効に機能しているかを確認するものです。

届出先関係行政機関及び届出方法

(介護保険法第 115 条の 32、同法施行規則第 140 条の 40)

(1) 概要

事業所等の展開状況に応じ、下表のとおり異なります。

事業所等の展開状況		届出先関係行政機関
事業所等が複数の都道府県に所在する事業者	事業所等が 3 つ以上の地方厚生局管轄区域にある事業者	厚生労働省老健局
	事業所等が 1 又は 2 つの地方厚生局管轄区域にある事業者	事業者の主たる事務所等のある都道府県
事業所等が指定都市のみに所在する事業者		事業所等のある指定都市
地域密着型サービス(予防を含む)のみを行なう事業者であって、事業所等が同一市町村にのみ存在する事業者		事業所等のある市町村
以外の事業者		事業所等のある都道府県 (指定都市及び中核市は) 届出先ではありません

(2) に該当する事業者の具体的な届出方法

以下を参照し、必要書類を厚生労働省老健局へ提出してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 業務管理係

(3) に該当する事業者の具体的な届出方法

平成 27 年 4 月 1 日から、事業所等が名古屋市にのみ存在する事業者の届出先は名古屋市になりました。 に該当する事業者が、名古屋市以外の愛知県内で事業所を始めた場合は、 に該当します。その際は区分変更届出書を愛知県高齢福祉課へ提出してください。

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10
名古屋丸の内ビル7階
名古屋市介護事業者指定指導センター

(4) に該当する事業者の具体的な届出方法

必要書類を1部、以下のあて先に、郵送若しくは持参してください。

〒444 - 8601 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市役所福祉部介護保険課事業所指定係

(5) に該当する事業者の具体的な届出方法

必要書類を1部、以下のあて先に、郵送してください。

なお、愛知県の場合、業務管理体制の整備に係る届出は、高齢福祉課介護保険指定・指導グループへ提出してください。所管の福祉相談センター、指定都市(名古屋市)のみに事業所の存在する事業者は除く)及び中核市は届出先ではありませんので、間違えないようにお願いいたします。

〒460 - 8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループ

5 届出様式等

(介護保険法第 115 条の 32、同法施行規則第 140 条の 40)

(1) 概要

愛知県に届出する場合、届出が必要になる事由に応じ、下表のとおり異なります。
愛知県以外に届出の場合は、様式が微妙に異なるのでご注意ください。

届 出 が 必 要 と な る 事 由	様 式
業務管理体制を整備した場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 2 項)	様式第 1 2
事業所等の展開状況の変更により、4 の届出先関係行政 機関の変更があった場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 4 項) 変更前、変更後双方の行政機関に届け出る必要があります。	様式第 1 2
届出事項の変更があった場合 (介護保険法第 115 条の 32 第 3 項) 事業所等の数が変更したが、整備すべき業務体制の変更はな かった場合、法令遵守規程の字句の修正など軽微な変更の場 合は、届け出る必要はありません。	様式第 1 3

(2) 新規に介護サービス事業を始めた場合

医療みなし事業所のみの事業者を除き、法人単位で、様式第 12 により、高齢福祉課介護保険指定・指導グループに届け出る必要があります。指定申請(様式第 1)とは別に、届け出る必要がありますので、忘れないようにお願いします。

(3) 業務管理体制の届出事項の変更があった場合

法人単位で、様式第 13 により、高齢福祉課介護保険指定・指導グループに届け出る必要があります。法人の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更等により、変更届(様式第 4)を提出する場合は、業務管理体制の変更届の提出も必要になりますので、忘れないようにお願いします。

(4) 様式、記入要領及び記入例

具体的様式、記入要領及び記入例については、愛知県健康福祉部高齢福祉課介護保険指定・指導グループのホームページをご参照ください。